

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 河川砂防課

法令名	河川法		法令番号	昭和39年法律第167号	
手続名	土石等の採取の許可		根拠条項	第25条	
審査基準	<p>1. 「河川法の施行について」（昭和40年3月29日建設省河発第58号、建設事務次官通達）の記の9（3）による。</p> <p>2. 「砂利等採取許可準則について」（昭和41年6月1日建設省河発第83号、建設事務次官通達）による。</p> <p>3. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日建河政発第52号、建設省河川局長通達）の記の五の1（4）による。</p>				
	受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所	交付機関
		標準処理期間		30日	
		標準経由期間		日	
			目次 No.	4	